

県学警連だより No.131

令和4年10月31日



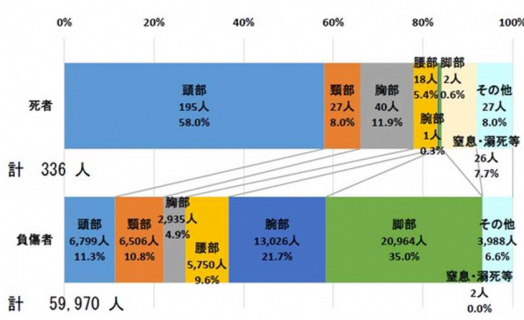
熊本県学警連事務局
熊本県教育庁
学校安全・安心推進課
熊本県警察本部
生活安全企画課

自転車乗車時にヘルメットかぶってますか？

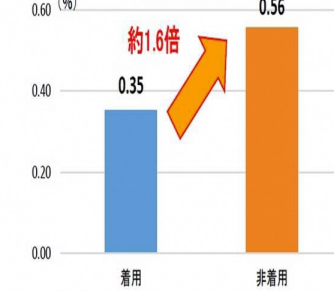


全年齢に対する自転車乗用中のヘルメットの着用努力義務化について

ヘルメット非着用の自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位別比較【令和3年】



ヘルメット着用状況別の致死率比較【令和3年】



(注)「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

自転車乗用中に交通事故に遭い、亡くなった方の損傷部位の約6割が頭部に集中し、ヘルメットを着用されていた方と比較して着用していなかった方の致死率は約1.6倍となっています。

自転車乗車時のヘルメット着用が命を守ります

全年齢に対する自転車乗車中のヘルメット着用努力義務に関する動き

令和4年10月1日～
熊本市の条例により熊本市内での自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化に

道路交通法の一部改正(令和4年4月27日公布、**1年内に施行**)により、全国で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化に

来年の4月27日までには熊本市だけでなく、全国で自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化となります。



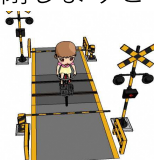
自転車の交通違反に対する対応について

高校生の検挙事例も・・・

県内でも「遮断踏切への立入り」等の交通違反で自転車乗車中の高校生が検挙されています。

遮断踏切への立ち入り

遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、又は警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為



これらの悪質な違反を繰り返すと

※ 15種類の特定の「危険行為」
「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

※ 14歳以上が対象のため中学生も該当します

警察署から学校への連絡

なお、高校生や中学生が悪質な交通違反を行い検挙された場合等は、「熊本県学校・警察相互連絡制度」に基づき、警察から所属する学校に対して連絡することとなっています。連絡を受けた場合は、再犯防止に向け、適切な指導をお願いします。

熊本県警察本部生活安全企画課 肥後っ子サポートセンター

【肥後っ子テレホン】 電話 0120-02-4976(オーニッコリヨケロー) 携帯電話からは、096-384-4976

※相談受付
平日 8:30-17:15

熊本県警察ホームページQRコード



熊本県警察ホームページ

交通事故防止チラシの掲載箇所のQRコード

